

四日市市告示第395号

四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年7月3日

四日市市長 森 智 広

四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、黒毛和種の枝肉価格が低迷していることから、肉用牛農家が出荷した枝肉の卸売単価と令和元年度の平均卸売単価との差額の一部を予算の範囲内で補助することにより肉用牛農家を支援するとともに、市場において枝肉をせり落とした買受人に対し予算の範囲内で定額を補助することにより枝肉価格の好転を推進し、もって黒毛和種の生産・供給体制を維持することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 肉用牛農家 肉用牛を販売する目的で、肉用牛の肥育を業として行っている本市内に存する者をいう。
- (2) 枝肉 最長肥育地が三重県内の黒毛和種において、公益社団法人日本食肉格付協会の格付を受けたA5等級及びA4等級の牛枝肉をいう。
- (3) 買受人 四日市市食肉地方卸売市場業務条例（昭和47年四日市市条例第32号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づく者でかつ、卸売業者が行うせり売に参加する者をいう。
- (4) 卸売業者 条例第6条の2の規定に基づき、市長の許可を受けて四日市市食肉地方卸売市場（以下「市場」という。）において卸売の業務を行う者をいう。
- (5) 初句値 せり売にあたり卸売業者が、初めに設定した単価をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 黒毛和種（最長肥育地が本市内であるものに限る。）を市場出荷する肉用牛農家
- (2) 市場のせり売において、枝肉をせり落とした買受人

(補助金交付要件)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たした場合に交付するものとする。

- (1) 前条第1号に該当する対象者 肉用牛農家が市場出荷した枝肉の卸売単価が、市場における令和元年度の平均卸売単価を下回ること。
- (2) 前条第2号に該当する対象者 せり落とした月の前月に係る枝肉の平均卸売単価（三重県特産肉牛枝肉共励会におけるせり売の結果は含めないものとする。）が令和元年度の枝肉の平均卸売単価を上回っていないこと及びせり落とした単価が初旬値を下回っていないこと。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象者の区分に応じ、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「申請書兼報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表に規定する書類
- (2) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書兼報告書の提出があった場合、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 申請者は、交付の決定を受けたときは、四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金請求書（第3号様式）により、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- (3) その他この要綱に違反したと認められる場合
(書類の整理等)

第10条 補助金交付事業者は、この補助事業に関する書類を整理し、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければならない。

(調査)

第11条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するために必要があると認めるときは、補助金交付事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の評価)

第12条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第13条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(商工農水部農水振興課)

別表（第5条、第6条関係）

補助対象者	補助金額	添付書類
第3条第1号 に該当する者	肉用牛農家が市場出荷した枝肉の 卸売単価と市場における令和元年度 の平均卸売単価の差額に当該枝 肉重量及び1/4を乗じた金額。 ただし、1,000円未満の端数が 生じたときは、これを切り捨てる。	と畜日、枝肉卸売単価、枝肉 重量及び個体識別番号を確認 できる書類
第3条第2号 に該当する者	せり売1回1頭あたり定額9万円	せり日、枝肉卸売単価、初句 値、枝肉重量及び個体識別番 号を確認できる書類

第1号-1様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者名

印

四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年度において四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金の交付を受けたいので、四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告し、補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象者の区分 交付要綱第3条第1号（肉用牛農家）

2 と畜日及び枝肉卸売単価等

と畜日	枝肉卸売単価 (円/kg)	枝肉重量 (kg)	個体識別番号

3 補助金交付申請金額 金 円

4 添付資料

- (1) 上記2の内容を確認できるもの
- (2) その他

第1号-2様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者名

印

四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年度において四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金の交付を受けたいので、四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告し、補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象者の区分 交付要綱第3条第2号（買受人）

2 せり日及び枝肉卸売単価等

せり日	枝肉卸売単価 (円/kg)	初句値 (円/kg)	枝肉重量 (kg)	個体識別番号

3 補助金交付申請金額 金 円

4 添付資料

- (1) 上記2の内容を確認できるもの
- (2) その他

住 所
名 称
代表者名

四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金については、四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助金の額 金 円

2 補助対象者の区分

3 補助金の交付の条件

- (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者名

印

四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金請求書

四日市市肉用牛農家経営安定支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円